平成２７年（フ）第３８６号
埼玉県草加市柳島町263番地１　像方荘201号
債務者　峯崎　栄次
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
埼玉県草加市柳島町263番地１　像方荘201号
債務者　峯崎　靖子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３８９号
愛知県常滑市瀬木町２丁目139番地
債務者　筒井　政人
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早瀬　久雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成27年12月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４３号
埼玉県蓮田市緑町３丁目１番４号　キャメル蓮田105号
債務者　吉岡慎一郎
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若井　剛弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２１号
さいたま市岩槻区大字本宿38番地１
債務者　大野冨士夫
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６０号
島根県出雲市大津町441番地10
債務者　曽我こと　曾我　　武
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第８０号
島根県出雲市知井宮町314番地２
債務者　足立　信子
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第８２号
島根県出雲市大社町中荒木2310番地19
債務者　佐々木孝興
１　決定年月日時　平成27年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２７１号
沖縄県那覇市辻２丁目13番６号　サンライズアパートＫ－６
債務者　高良　伸子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８６５号
さいたま市岩槻区上里２丁目５番地14　シティハイムサカエＥ101、旧住所さいたま市岩槻区西原台２丁目５番34号　富士見コーポ101
債務者　田口美栄子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３４号
埼玉県上尾市春日１丁目20番地11　サンパーク春日101
債務者　佐藤　亮治
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６７号
さいたま市岩槻区加倉５丁目８番55号　ウエインヒルド103
債務者　加藤　明子（旧姓野崎）
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
埼玉県越谷市蒲生３丁目10番31号　大熊荘204号
債務者　林　　順一
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目13番７－201号
債務者　山田　敏一
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
新潟県柏崎市大字石曽根2785番地２
債務者　目﨑　貞敏
１　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
山口県宇部市開６丁目２番７号コーポ開101号、従前の住所山口県宇部市錦町11番18―207号
債務者　福本雄介こと　元　　雄介
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所宇部支部